

日本ボーイスカウト京都連盟補助金交付要綱

制定 平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童・生徒の健全育成を図るため日本ボーイスカウト京都連盟が実施する事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、日本ボーイスカウト京都連盟が実施する事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 日本ボーイスカウト京都連盟指導者養成事業に要する経費
- (2) 世界ジャンボリー、日本ジャンボリー及びベンチャースカウト大会へのスカウト派遣に要する経費
- (3) 周年事業に要する経費
- (4) 京都市静原キャンプ場事業に要する経費
- (5) その他、市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費の範囲内において、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は書面により、事業開始の30日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を添えて行わなければならない。

- (1) 事業の収支予算
- (2) 事業の実施概要

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第6条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、事業の日程、会場及び参加人数等についての補助事業等の遂行に支障のない程度の変更とする。

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は書面により、次の各号に掲げる事項を記載した書面を添えて行わなければならない。

- (1) 事業の収支決算
- (2) 事業の実施状況

(補則)

第8条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。